

タイヤパンク補償規約

本タイヤパンク補償規約（以下「本規約」といいます。）は、メルセデス・ベンツ日本株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するタイヤパンク補償（以下「本補償」といいます。）に関わる一切の事項に適用されます。

1. 本補償の提供

1.1 当社は、以下の①及び②を満たすメルセデス・ベンツ車（以下「MB車」といいます。）の所有者又は使用者であるお客様（以下「お客様」といいます。）に対し、本規約に従って、2. の本補償の内容を提供します。

①当社による本補償が付されたメルセデス・ベンツ純正タイヤ（以下「補償タイヤ」といいます。）4本（※1）を同時に、メルセデス・ベンツ日本正規販売店（以下「正規販売店」といいます。）から購入すること。

②本規約の適用を承認すること。

1.2 当社は、お客様に対し、日本国内においてのみ本補償を提供します。

（※1）Gクラスで、スペアタイヤを含む5本を同時購入された場合、当該5本が本補償の対象となります。

2. 本補償の内容

MB車に装着中の補償タイヤについて、お客様の故意又は重過失に基づかず、4. の本補償の期間内にパンク、バースト又はピンチカット（以下「タイヤ損傷」といいます。）が発生した場合、当社は、お客様に対し、正規販売店を通じて、以下の①及び②を無償で提供します。但し、6. の提供除外事由に当たる場合を除きます。

①新品タイヤ1本（※2）

②損傷したタイヤ1本についての交換作業（※3）及びその処分（※4）

（※2）補償期間内に1回、1本の提供に限ります。同一タイヤの提供を原則としますが、当社又は正規販売店が判断する、同等のタイヤとなる場合があります。

（※3）交換作業の際の正規販売店への持ち込み及び引取り並びにエアバルブ、窒素ガス充填、ホイール代金、ナット代金等及びタイヤ損傷に伴い、又は同時に発生した人的・物的損害等は、本補償の対象外です。

（※4）本補償に基づき取り外した損傷タイヤ1本の所有権は、当社に移転します。

3. 補償タイヤの条件

3.1 以下のタイヤは、本補償の対象となります。

- ①正規販売店がMB車への取り付け作業を行った補償タイヤ（※5）
- ②お客様がMB車への取り付けを目的として購入したホイール組

み込み済みの補償タイヤ

（※5）正規販売店による取り付け作業を伴わないタイヤ単体での購入は、本補償の対象となりません。

3.2 以下のタイヤは、本補償の対象となりません。

- ①本補償に基づいて提供されたタイヤ
- ②MB車以外の車両に装着された補償タイヤ
- ③ブルマン等に採用のゴム製サポートリングシステム（PAXシステム）用タイヤ

4. 本補償の期間

本補償の期間は、次のいずれかが先に到来した日をもって満了するものとします。

①お客様が補償タイヤを購入した日の翌日から24か月経過した日

②MB車に装着された補償タイヤの残溝等が以下に達した場合

ア サマータイヤ及びオールシーズンタイヤ：

残溝又はスリップサインのうち1か所でも2.0mm以下

イ スタッドレスタイヤ：

残溝又はプラットフォームのうち1か所でも4.0mm以下

5. 本補償の提供を受ける方法

5.1 お客様は、本補償の提供を受ける場合、タイヤ損傷が生じた日の翌日から30日以内に、正規販売店（※6）に、損傷タイヤが装着されたMB車を持ち込むものとします。但し、安全な走行に支障がある場合、適宜緊急走行用又はスペアタイヤ等の他のタイヤに交換した状態で持ち込むものとします。

5.2 お客様は、前項に際して、正規販売店に対し、以下のすべての書類を提出又は提示するものとします。

①補償タイヤの購入時に正規販売店が発行した請求書又は補償タイヤの品番が確認できる書類（いずれもコピーで可）。

②補償タイヤの購入時に正規販売店から交付された補償書（正規販売店による補償期間、MB車両の登録番号の記入及び正規販売店の捺印並びにお客様の氏名が記入されたもの）。

③第三者による人為的な行為に基づくタイヤ損傷の場合、警察署の受理番号が記載された被害届。

（※6）補償タイヤを購入した正規販売店の他、本補償サービスに参加する購入店以外の正規販売店を含みます。

6. 本補償が提供されない場合（提供除外事由）

6.1 以下のいずれかに該当する場合、本補償は提供されません。

- ①補償タイヤがMB車以外の車両に装着されている間にタイヤ損傷が発生した場合。
- ②補償タイヤが装着されたMB車の所有者、使用者、もしくはそれらの許諾を受けた者又はその関係者の故意又は重過失により、タイヤ損傷が発生した場合。

- ③補償タイヤの不適切な保管により、タイヤ損傷が発生したと認められる場合。
- ④タイヤの損傷が4. ②の基準に達した後に発生したと認められる場合。
- ⑤一般に自動車の走行しない場所での走行、レース、ラリー等の過酷な走行、又は仕様の限度を超える酷使が行われた場合。
- ⑥法令及び当社が認めていない改造又は架装を行ったことに起因してタイヤ損傷が発生した場合（当社が指定するサイズ以外のホイールの装着等）。
- ⑦本補償の提供を受ける際、虚偽の申し出その他不適切な行為が行われたものと認められる場合。
- ⑧タイヤ損傷が、地震、台風、水害等の天災及び火災、その他の災害に起因する場合。
- ⑨車両保険、第三者による損害賠償・損害賠償保険、本補償以外の補償等に基づいて、タイヤ損傷に係る損害が補填される場合。

6.2 本補償を受ける権利義務又はその地位は、第三者に譲渡することはできません。但し、7. ②但し書きの場合を除きます。

7. 本補償の終了

補償タイヤを装着したMB車につき、以下のいずれかの事由が生じた場合、本補償は、当然に終了します。

- ①4. の補償期間が満了したとき。
- ②所有者の名義が変更された場合。但し、相続による場合、当社が実質的に同一人と判断する法人・個人間での名義変更の場合を除く。
- ③全損状態となった場合又は廃車手続がされた場合。
- ④日本国外に持ち出された場合。

8. 本規約の変更

- 8.1 当社は、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、本規約を変更する必要があるが生じた場合、民法の定めに従い、本規約を変更できます。
- 8.2 当社は、本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、その日までに、当社の定める方法により、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び効力発生日を周知します。

9. 個人情報の取り扱い

- 9.1 当社は、お客様からご提供いただいた個人情報を次に定める利用目的の範囲内で利用します。
- ①ご記入いただいたご要望にお応えするため
- ②ご購入いただいた当社製品のアフターサービスの提供その他お客様のご要望への対応をするため
- ③当社の自動車販売事業及び自動車ローンやリース等の付随サービスに関するフェア、商品・サービス情報、イベント等についての電話、電子メール、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、訪問、DM 及びメルセデス・ベンツに関する情報誌発

- 送等によるご案内を行うため
- ④当社の自動車販売事業及び付随サービスに関する商品・サービスの企画・開発、消費者動向調査、顧客満足度調査等のマーケティング活動のためのアンケート調査を行うため
- ⑤定期点検、車検・保険満期等のアフターサービスに関する印刷物の送付・電話・電子メール・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）・訪問等の方法によるご案内のため
- ⑥社内統計資料作成のため（年齢構成、性別構成等）

9.2 第三者提供について

当社は、当社が管理責任者となり、以下の表のとおり個人データを共同利用することがあります。なお、当社は、利用目的、利用情報の変更、追加等が発生した場合は、容易に知り得る状態に置くものとします。

共同して利用される個人データの項目	共同して利用する者の範囲	利用目的
お客様より提供された事項：住所、メールアドレス、電話番号、氏名、職業、生年月日、性別、勤務先	メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社	(1) 自動車販売事業、メンテナンス、クレジット、リース、レンタカー、保険、その他当社またはメルセデス・ベンツ社（その関係会社を含む）が取り扱う商品、役務等または各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電話、e-mail の送信、訪問等によるご案内 (2) 当社またはメルセデス・ベンツ社（その関係会社を含む）の自動車販売事業に関連する商品及び役務等の企画・開発、消費者動向調査、顧客満足度調査等のマーケティング活動のためのアンケート調査 (3) 当社またはメルセデス・ベンツ社（その関係会社を含む）の自動車販売事業に関連する商品及び役務等への申込の補助又は申込の結果の通知

9.3 第三者提供について

- ①当社は、当社の正規販売店及びメルセデス・ベンツ社（その関係会社含む）に個人データを提供させていただくことがあります。
- ②当社は、ドイツ、オランダ、アメリカ、メキシコ、インド、シンガポール、フィリピン、その他の外国にある関係会社および

サーバー管理会社等の委託先に個人データを提供します。

③当社は、9.1に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、当社より業務の委託を受けた第三者（以下「委託先」といいます）に、個人データの取り扱いを委託します。尚、委託先は、委託された業務以外に当該情報を使用しないものとします。

④当社は、9.2、本条①②③の場合を除き、本サービスの提供に当たって取得した個人データを、事前に同意を得ることなく、第三者に提供しません。但し、人の生命、身体または財産の保護に必要があるときなど、国内外の法令に基づく場合には、個人情報の第三者提供を行うことがあります。

9.4 利用停止請求等について

当社は、お客様からのご請求がある場合には、9.1に定める①、③～⑥の利用及び9.3①②に定める提供を、法令の定めに従い将来にわたって停止しますので、利用停止をご希望のお客様は、以下の問い合わせ窓口までご連絡ください。

東京都品川区東品川四丁目 12 番 4 号 品川シーサイドパークタワー

メルセデス・ベンツ日本株式会社

メルセデス・コール 0120-190-610

（営業時間/24 時間 365 日 年中無休 ※システムメンテナンス等によりサービスを休止する場合があります。あらかじめご了承ください。）

9.5 その他

当社は、この「個人情報の取り扱いについて」を適宜改訂できるものとし、改訂した場合、当社のホームページ上でお知らせします。

10. 準拠法・合意管轄

本補償に関する準拠法は日本法とし、本補償に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

11. 免責

当社は、本補償の提供に関し、お客様が被った損害については、当社の故意又は過失による場合を除き、賠償又は補償の責任を負わないものとします。

これには、地震、噴火、洪水、津波などの自然災害、戦争、クーデター、暴動、テロ活動、騒乱、労働争議など当社の責めに帰することができない事由により本補償が提供できない場合が含まれますが、これに限定されるものではありません。

12. 反社会的勢力の排除

12.1 当社及びお客様は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、

総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又特殊知能暴力集団、過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求事項を行った履歴のある者、その他これらに準ずるもの（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）との取引を拒絶します。

12.2 当社及びお客様は、相手方に対し、自己またはその役員、代理人、主要な株主、重要な地位の使用人、実質的に経営を支配もしくはこれに関与する者（以下「役員等」という。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するとともに、将来に亘っても該当しないことを確約します。

①暴力団等反社会的勢力に該当すること。

②暴力団等反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

③暴力団等反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

④暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

⑤自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

⑥自己の役員等もしくは従業員または第三者が、前号のいずれに該当することを知らながら、本契約に関連する業務の全部または一部を遂行させること、または当該関係を知った後も当該業務の遂行を継続させていること。

⑦その他暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

附則

2021 年 1 月 1 日制定

以 上

メルセデス・ベンツ日本株式会社

東京都品川区東品川四丁目 12 番 4 号 品川シーサイドパークタワー

フリガナ

氏名

サービス開始日

西暦

年

月

日

以下①または②の、いずれか先に到来した日まで

① 西暦年 月 日

サービス終了日

② 残溝の到達時点*

* サマータイヤ及びオールシーズンタイヤ：
残溝又はスリップサインのうち1か所でも2.0mm以下

* スタッドレスタイヤ：
残溝又はプラットフォームのうち1か所でも4.0mm以下

車台番号

販売店名

TEL. FAX.

ディーラーコードNo.

販売店担当者氏名

